

石綿（アスベスト）使用建築物等解体等業務特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の石綿（アスベスト）使用建築物等解体等業務特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

石綿（アスベスト）使用建築物等解体等業務特別教育講座

学科教育

科目	時間
石綿の有害性	0.5 時間
石綿等の使用状況	1.0 時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1.0 時間
保護具の使用方法	1.0 時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	1.0 時間

合計 4.5 時間

令和4年4月4日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

